

リサイクル製品認証申請書 《記載要領》

熊本県リサイクル製品の認証申請を行う方は、様式第1号「リサイクル製品認証申請書」に必要事項を記載のうえ、次頁一覧の必要な資料を添付して申請してください。

※更新申請の場合は様式第3号「リサイクル製品更新申請書」を使用してください。

◆1件の申請でよい場合

- ・同一の認証品目
- ・品質性能が同じ
- ・使用する再生資源の種類が同じ
- ・使用する再生資源の含有率が同じ
(製品の大小、寸法、色調等の区分はしない)

※左記と異なる場合は、それぞれの製品について申請が必要です。
申請の前にお問い合わせください。

◆提出部数…2部（正本1部、副本1部です。返却はしません）

※提出書類一式については申請者控えを作成し、保管してください。

◆申請手数料…無料（添付が必要な品質性能、環境安全性に係る検査等の費用は申請者の負担となります）

※更新申請の場合

様式第3号「認証リサイクル製品更新申請書」に必要事項を記載のうえ、必要な資料を添付して申請してください。（要綱第8条第1項の規定に基づく）

現在認証を受けている製品について、使用する再生資源の種類や大幅に含有率を変更する等前回申請から変更が生じる場合、新規申請になる可能性がありますので、必ず申請の前にお問い合わせください。

◆各申請書の添付書類及び提出時期

提出の事由 (提出時期)	必要な 申請書	必要な 添付書類等
新規申請 (募集期間内)	様式 第1号	①申請者の登記事項証明書 ②申請者と製造等を行う者が異なる場合は、関係が分かる資料 ③製造工場等の付近の見取り図 ④品質性能に係る検査結果書の写し ⑤環境安全性に係る検査結果書の写し ⑥品質管理に関する資料 a 製造工場等の工場内配置図 b 申請製品の製造設備の概要 c 申請製品の製造等の工程図（フロー図） d 申請製品の品質管理基準（社内規格一覧表） e 品質管理体制図（製造工場等の組織図）及び品質管理責任者 ⑦製品又は製品の見本及び製品の写真 ⑧製品の写真の電子データ（県ホームページ掲載用） ⑨製品のパンフレット、説明書等 ⑩会社案内、パンフレット等
更新申請 (新規申請と同じ)	様式 第3号	原則、同上 ※要領に定めるところにより、必要とされる義務（検査の実施・報告、変更届の提出等）が履行されている場合は、当該資料は省略可。
変更申請 (変更事由発生後、すみやかに)	様式 第4号	・変更の内容に係る上記書類 ※該当する事由については要綱等を確認してください。
基準の適合状況等の報告 (認証後年1回、定期的に)	様式 第5号	・環境安全性に係る検査結果書の写し ・品質性能に係る検査結果書の写し
販売実績及び価格等の報告 (年1回、4月1日～5月31日迄)	様式 第6号	・認証製品及び同規格の新材製品の販売実績がわかる書類

◆ 様式第1号 リサイクル製品認証申請書 記載要領

申請者

- ・登記事項証明書と同じ表記で記載してください。(※この記載を基に認証書を作成します。)
- ・申請者が法人の場合は、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地を記載してください。
- ・支店や営業所等が申請を行う場合は申請者(本社)からの委任状を添付してください。
- ・押印は省略可能です。

1 リサイクル製品の品目

今年度の募集品目のうち該当する品目名を記載してください。(※商品名ではありません)

2 リサイクル製品の概要

『商品名』

- ・申請商品を販売又は納品するときに使用する商品名を記載してください。
- ・申請製品と製造している他の製品と区別できる商品名としてください。

『寸法・規格』

- ・申請製品の型式と寸法・規格を記載してください。
- ・実際に販売又は納品に使用する表現により記載してください。

『主な仕様・目的』

- ・製品の寸法・規格以外の主な仕様について記載してください。

『販売(予定)年月日』

- ・製品の販売開始年月日を記載してください。
- ・未販売の場合は、販売予定年月日を記載してください。

3 製造等を行う工場又は事業場

- ・製造等を行う工場・事業場が複数ある場合は、全ての工場・事業場の名称、所在地を記載してください。
- ・製造工程により工場・事業場が分かれている場合は、全ての工場・事業場について製造工程の内容も併せて記載してください。
- ・本欄に記載できない場合は、別紙に記載して添付してください。

4 原材料となる再生資源等の状況

『再生資源の種類』

- ・種類を複数使用する場合は、全て記載してください。

『再生資源の含有率』

- ・製品重量に占める再生資源の含有率を、再生資源ごとに記載してください。
(含有率は原則、整数止め又は有効数字2桁とする)

『供給者の名称、住所』

- ・再生資源の供給をする事業者の名称及び住所を記載してください。
- ・供給者の特定が出来ない場合は、確認方法を記載してください。
(例)産業廃棄物管理票(マニフェスト)で供給者、住所等を管理する。

『発生場所の名称、所在地』

- ・当該再生資源の発生場所を全て記載してください。
- ・発生場所の特定ができない場合は、確認方法を記載してください。
(例) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)で排出者、発生場所等を管理する。

『年間受入量』

- ・再生資源ごとに1年間に供給を受ける量を記載してください。
※年間受入量は、申請製品を製造するために必要となる再生資源の受入量を記載してください。事業者が受け入れている再生資源の全量ではありません。

『料金等』

- ・再生資源ごとに「有価購入」「無料引取」「処分費受領」のいずれかを○で囲んでください。

5 リサイクル製品の価格及び販売の状況（見込み）

『参考価格』

- ・製品の販売価格（消費税及び地方消費税の額を含めた価格）を記載してください。（量の単位を記入してください）
- ・未販売の場合は、予定価格を記載してください。

『前期販売実績』

- ・前期の販売実績を記載してください。

『年間製造予定量』

- ・年間の製造予定量を記載してください。

『月間供給可能量』

- ・月間の最大製造量（供給可能量）を記載してください。

『製品の供給区域』

- ・製品の供給可能な地域について記載してください。県内全域に供給可能であれば、「県内全域」と記載してください。

『主な販売者』

- ・当該製品を販売してもらう代理店等の名称を記載してください。
- ・自社販売の場合は、「自社」と記載してください。

『主な納入実績』

- ・直近の3年間の納入量を記載してください。

6 リサイクル製品の製造等に係る行政庁の許可、認可、免許等の取得状況

- 製品を製造するにあたって、必要な廃棄物処理法の業の許可や施設の設置許可、公害関係法令の届出などに関して、その取得の有無について該当する方を○で囲み、法令名、許可、届出、協定等の区分、その年月日等を具体的に記載してください。
 - 許可等を取得している場合は、許可の名称、許可番号、許可年月日等を記載し、その証明となる書類の写しを添付してください。
- ※本欄に記載できない場合は、別紙に記載して添付してください。

7 (1) 要綱第6条第1項第2号（廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないもの）の該当状況

- 申請者の要件として、「廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと」という要件があり、以下の例に該当する場合（詳細は法令を参照）は申請ができません
- ・心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
 - ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ・生活環境の保全を目的とする法令（廃掃法、浄化槽法等）や、刑法第204条等に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ・廃棄物処理法における処理業や浄化槽法における浄化槽清掃業の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ・法人で暴力団員などがその事業活動を支配するもの
 - ・法人役員、政令使用人や営業に関する法定代理人が以上の内容に違反しているもの

7 (2) 要綱第6条第1項第3号(暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないもの)の該当状況

- 申請者の要件として、「暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法第77号。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)と密接な関係を有する者ではないこと」という要件があり、その該当状況について申告していただく欄です。

8 生活環境保全対策の概要

公害関係法令等の遵守のための措置の状況や、社内の環境管理体制、その他生活環境保全のために講じている措置等を具体的に記載してください。

9 リサイクル製品の製造・品質管理方法

概略を記載していただき、詳細については別紙で説明してください。

10 製造等の管理、記録及び報告に係る実施計画

- この実施計画は、認証後も認証時の品質性能や環境安全性を確保していくために、認証事業者が今後実施していく管理事項について記載するものです。
- 認証後は、この実施計画に基づき管理を行っていただきます。
- 本欄に記載できない場合は、別紙を添付してください。

① 品質性能又は品質管理事項

- ・品質性能に係る認証基準への適合状況の確認について、管理及び記録をする内容とその頻度を記載してください。
- ・内容欄には、実施する試験項目を記載してください。

② 環境安全性

- ・環境安全性に係る認証基準への適合状況の確認について、管理及び記録をする内容とその頻度を記載してください。
- ・使用する再生資源の種類により、試験の内容及び頻度が異なる場合がありますので、確認のうえ、間違いのないよう記載してください。
- ・検査を行う検体を再生資源とするか製品とするかについて備考欄に記載のうえ、どの製造工程で採取するかどうかについて、工程図(フロー図)等の中で示してください。(建設汚泥を使用する場合は、**製品**で検査してください)

③ その他の管理事項

- ・品質性能及び環境安全性以外で品質管理のために必要な検査を行う場合は、その内容及び頻度を記載してください。

④ その他の記録事項

- ・上記以外に、「再生資源の入手経路及び供給者」、「製品の製造、保管、販売等の状況」を記録しておかなければなりません。
- ・その他、記録事項があればその内容を記載してください。

11 環境負荷の増減状況

- 製品の製造から、流通、使用消費、廃棄及び再リサイクルの段階毎に再生資源を使用していない製品と比較した場合の環境負荷低減に関する自己評価を記載してください。
- 各段階においては、下記の事項について評価してください。
 - ・製造、流通…エネルギー消費、有害物質等の排出量の増減
 - ・使用消費…有害物質等の溶出・飛散等の増減
 - ・廃棄…廃棄処分時のコスト（処理困難物にならないか）
 - ・再リサイクル…再リサイクルの可能性、回収システムの方法
- 評価した根拠となる資料等があれば添付してください。

12 添付書類等

① 申請者の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

申請者が法人の場合、登記事項証明書を添付してください。

※申請書正本に登記事項証明書原本を添付してください。申請書副本にはコピーで可。

② 申請者と製造等を行う者が異なる場合は、関係が分かる資料

申請者と製造者が異なる場合は、OEM（相手先ブランド製造）契約の契約書の写し等両者の関係が分かる資料を添付してください。

③ 製造工場等の付近見取り図

製造工場への案内図を添付してください。

④ 品質性能に係る検査結果書の写し

- ・該当する全ての基準に適合していることを証する検査結果書（おおむね3ヶ月以内に実施されたもの）の写しを添付してください。（検査機関による試験の実施年月日であって、検査結果通知日ではありませんのでご注意ください）
- ・本検査は、下記の公的機関等が行った検査結果でなければなりません。

※提出時に原本と相違ないか確認しますので、受付時に必ず検査結果書の原本を添付してください。原本の返却が必要な場合は、返信用切手を貼付し、送り先を記載した返送用封筒を申請書類と併せて提出してください。

公的機関

- ・登録試験事業所……工業標準化法（昭和24年法律第185号）第57条の規定に基づき、主務大臣の登録を受けた試験所をいう。
- ・環境計量証明事業所……計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定に基づき、濃度の事業区分により県知事の登録を受けた事業所をいう。
- ・一般財団法人熊本県建設技術センター、一般財団法人日本品質保証機構、公益社団法人九州機械工業振興会、一般財団法人建材試験センターその他これらに類する試験機関又は委託を受けて材料試験を行い、その結果を委託者に告知することを業として行う者（自社又は自社の関連会社及び学校(注1)を除く）
(注1)学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

⑤ 環境安全性に係る検査結果書の写し

- ・環境安全性に係る基準に適合していることを証する検査結果書（おおむね3ヶ月以内に実施されたもの）の写しを添付してください。（検査機関による試験の実施年月日であって、検査結果通知日ではありませんのでご注意ください）
 - ・本検査は、**環境計量証明事業所**が行った検査結果書でなければなりません。
 - ・計量結果は、「定量下限値未満」や「基準値以下」等ではなく、数値（「0.001未満」、「0.05」等）で記載するように検査機関に依頼してください。また、基準値と比較できるように記載してください。
- 使用する再生資源について、再生資源供給事業者が当該検査を実施している場合は、その検査結果書の写しで構いません。

※提出時に原本と相違ないか確認しますので、受付時に必ず検査結果書の原本を添付してください。原本の返却が必要な場合は、返信用切手を貼付し、送り先を記載した返送用封筒を申請書類と併せて提出してください。

⑥ 品質管理に関する資料

a 製造工場等の工場内配置図

- ・工場内の見取り図、申請製品の製造に使用する機械の配置図等を添付してください。

b 申請製品の製造設備の概要

- ・申請製品の製造に使用する機械設備の名称・能力・台数等、概要がわかる一覧表を添付してください。

c 申請製品の製造等の工程図（製造フロー図）

- ・再生資源の受入を含め、製品の製造工程が具体的にわかるようにフロー図等で記載してください。

- ・品質性能及び環境安全性の検査を行う検体を、どの製造工程で採取するかについて、工程図（フロー図）の中で示してください。

d 申請製品の品質管理基準（社内規格一覧表）

- ・申請製品の生産管理・品質管理に係る社内規格、検査規格、品質管理基準、配合基準等を添付してください。

e 品質管理体制図（製造工場等の組織図）及び品質管理責任者

- ・品質管理に係る社内の組織図を添付してください。
- ・組織の中での品質管理責任者の位置づけを明確にしてください。

⑦ 製品又は製品の見本及び製品の写真

- ・製品又は見本（材質のサンプル）を添付してください。（おおむね一辺10cm、1kg以内のもの）大きなものについては商品のパッケージのみでも可能です。
- ・保存に耐えるよう製品の性質に応じてプラスチックケース等に入れてお持ちください。
- ・写真は、製品が明瞭に判別できる写真としてください。
- ・製品又は見本の提出が困難な場合は、写真のみを添付してください。

⑧ 製品の写真の電子データ（県ホームページ掲載用）

- ・認証された場合、県ホームページに掲載するために、製品が明瞭に判別できる写真の電子データ（JPEG形式）をお送りください。受付後に県からメールを送りますので、そのメールに添付して返信してください。

⑨ 製品のパンフレット、説明書等

- ・製品のパンフレットや説明書があれば添付してください。

⑩ 会社案内、パンフレット等

- ・会社の組織、事業内容等がわかる会社案内等を添付してください。

◆その他留意事項

申請書のファイリング

- 申請書は、正本・副本に分けてファイルに綴じて提出してください。
- 添付書類は様式第1号「12.【添付書類等】」の順序にインデックスを付けて綴じてください。